

2016年12月

アフリカ知的財産ニュースレター 2016年12月号(Vol.16)

リベリアの新たな知財法

アフリカ知財の2016年を振り返る

2016年は、アフリカの知的財産(IP)にとって良いニュースが数多くあった。本ニュースレター記事の中で、南アフリカのような先進的な国々に続いてガーナが知財ポリシー文書を発行した経緯について報告している。ケニア、ウガンダ、モザンビーク、ザンビアなどアフリカのいくつかの国において知財法が近代化され、改善されたという事実も報告した。

より効果的な知財エンフォースメントに向かう強力な流れについて報告したこともあった。模倣取締対策の主導的な役割を果たしているのは、国際商標協会(INTA)だけではなく、ケニアや南アフリカは自国の能力向上を目指す措置をとっているし、カメルーンは多数の刑法規定を導入している。

知財に関する前向きで進歩的な司法判断についても報告した — ケニアでは、自国の模倣取締法は合憲であるとの判断を示した裁判所があった；南アフリカの裁判所はハイパーリンクを通じた著作権侵害やアドワーズ(検索連動型広告)の利用による商標権侵害の事案を処理している；ウガンダの裁判所は肖像権の問題に取り組んだ。

リベリアの知財新法

リベリアは自国の知財法を「2014年産業財産法(Industrial Property Act 2014)」(以下「新法」という)として統合し、同法は2016年7月22日付で発効した。この新法は待望久しいといってよいものであった。以前のリベリアの知財法はかなり未整理の状態にあったからである。旧法である「2003年工業所有権法」は新法によって廃されることとなった。旧法の規定は行政判断の見地から施行されていたが、この法律が正式に議会から採択されたものではなかった。1997年に遡るリベリア著作権法も新法によって廃止された。

新法は、特許、実用新案、集積回路の回路配置、意匠、商標、商業名、地理的表示、著作権および著作隣接権など、知財法のあらゆる側面を網羅している。重要なのは新法が権利行使(エンフォースメント)についても規定を設けていることで、これは、知財所有者が現在アフリカで直面する最大の問題の一つが模倣であるという事実を認識してのことと思われる。

本号では、同法の中でも重要な特徴をいくつか採り上げて論じることにする。

所管官庁

新法によって、リベリアの首都モンロヴィアに拠点を置く知財の所管官庁が設立される。この機関は「リベリア知的財産庁(Liberian Intellectual Property Office)」(略称 LIPO)と呼ばれるもので、独立した2つの部門から成っている — 著作権局(Copyright Department)と産業財産局(Industrial Property Department)である。

特許

特許は、新法の中である程度細かく規定されている。中でも特に注目に値する規定として、以下のようなのが挙げられる。

特許可能性:特許可能性に関して同法は、「産業上利用可能であって、新規性及び進歩性を備えて」いなければならないと規定している。

適用除外:新法には、発見、理論、ビジネス遂行の方法、コンピュータプログラムおよび治療方法に関する一般的な適用除外規定が含まれている。

新法はさらに、「自然から獲得又は抽出された天然物および天然由来物質」(精製その他の方法で自然から単離されたものであっても同様)に関する適用除外を設けた上で、「前記の天然物質を単離する方法は上記適用除外に該当しない」と付言している。

新規性:リベリアは絶対的新規性を要件とする道を選んだ。適用されるグレース・ピリオドは 12 か月である。

進歩性:発明が進歩性を有するためには、その発明が「通常の技能、創造性および直感を備えた当業者」にとって自明であってはならない、と新法は規定している。さらに、「先行技術の組合せから当該発明を直接的に導き出すことができる場合、進歩性は存在しない」とも規定している。

所有権:特許の所有権に関して言えば、共同発明者および職務発明者に関する規定が設けられている。雇用関係の解消後 1 年以内になされた発明が「前の雇用主の主要な事業分野に含まれる」場合、その発明は雇用関係の継続中になされたものと推定されると規定されている。

伝統的知識:特許と伝統的知識の間に存在しうる関係が規定されている。ある発明が「特定の共同体から入手された生物材料又は伝統的知識から構成されているか、それらから直接派生している」場合、「明細書に当該の物質又は知識の提供元および出所を明記するものとする」と新法は規定している。

発明の単一性:新規事項が導入されないことを条件として出願の分割は認められると新法は規定している。

外国での出願結果:リベリア特許を出願する者は、外国の調査報告書および拒絶理由通知を LIPO に提出することを義務づけられる。

保護期間:特許の有効期間は 20 年であり、手数料(特許維持年金)が毎年支払われる。

制限:特許の権利行使可能性に関して、新法は一定の制限を設けている。例えば、真正商品の取引、研究又は教育のためになされる行為、本質的に非商業的な使用を妨げるために特許が利用されてはならないという規定がある。

強制実施許諾:強制実施許諾はアフリカでは大きな問題であるため、新法は強制実施許諾についてかなり詳細な規定を設けている。強制実施許諾が認められるのは以下のような場合である。

- 強制実施許諾が公益に適う場合。
- 競争を阻害するような方法で利用されない場合。
- 出願日から 4 年間にわたって特許が利用されていなかった場合。

- 特許権者が妥当な条件による自発的な実施許諾を拒絶した場合。

無効:特許の付与には、発明の新規性、進歩性又は産業利用性に関する保証は伴わない。特許の無効化に関する規定が設けられている。

特許協力条約(PCT):PCTに基づく指定国についての規定が存在する。

実用新案

特許に関する規定は、実用新案にも同様に適用される。ただし、登録適格性の基準は「新規であって産業上利用可能である」ことと規定されており、進歩性に関する要件は適用されない。

保護期間は 20 年ではなく 10 年である。

特許から実用新案への変更およびその逆の変更に関する規定が存在する。

集積回路の回路配置

新法には、集積回路の回路配置の登録について特に定めた規定が存在する。その中でも比較的重要な規定について以下に論じることにしてしよう。

登録適格性:登録適格とされるためには、回路配置が制作者独自の知的努力の成果であるという意味で独創的なものでなければならず、回路設計者の間では当たり前の陳腐なものであってはならない。さらに、リベリアにおける登録出願日に先立って世界のいずれかの地域で 2 年を超える期間にわたって商業的に利用されていた回路配置の登録は認められない。

権利:登録により、回路配置又は当該配置を含む集積回路の営利目的での複製、輸入、販売又は頒布について、排他的権利が登録権者に与えられる。

保護期間:回路配置の保護期間は、出願日又は最初の商業利用がなされた日から 10 年、又は当該配置が創出された日から 15 年である。

意匠

意匠が知財の重要な一部であることは論を待たない。それゆえ、新法は工業意匠の保護に関する規定を設けている。その中でも比較的重要な規定のいくつかについて以下に論じることとする。

登録適格性:ある意匠が登録適格とされるためには、それが新規又は独創的なものでなければならない。新規性の基準は絶対的な新規性(言い換えれば世界全域において新規であること)であり、12 か月の猶予期間が適用される。専ら技術的又は機能的な考慮によってのみ決定された特徴は、登録の対象外とされる。

所有権:意匠が共同で創作された場合や雇用関係の下で創作された場合は、様々な規定が設けられている。

更改の延期:新法は、30 か月を上限とする公開延期の請求を認めている。

分割:新法には出願の分割に関する規定が存在するが、分割によって原出願に含まれていた意匠に変更又は追加があってはならない。

保護期間:意匠登録の保護期間は 10 年であり、さらに 10 年延長することができる。

権利:意匠登録の権利者は、登録された意匠ならびに当該意匠に類似した意匠を利用する排他的権利を有する。ただし、意匠登録が既存の著作権に影響を及ぼすことはないとなし、新法は明示的に規定している。

意匠の利用に関する排他的権利には、当該意匠又はその「実質的な複製」をもつ製品の製造、販売又は輸入を行う権利が含まれる。ただし、それらの行為が商業的目的でなされたものでない場合はこの限りではない。

制限:意匠の利用に関する排他的権利には次のような制限が課される: 真正品に係る使用; 営利を目的としない私的な行為; 教育、学術研究又は実験を目的としてなされた行為; 専ら機能により決定される特徴の複製。

国際的な側面: ハイレ議定書に基づくリベリアを指定国とした国際出願に関する規定が存在する。

商標

商標の保護については多数の規定がある。例えば、以下のような規定である。

標章:「標章(mark)」の定義によれば、標章とは「視覚により認識することが可能」でなければならない。この定義は、音や匂いから成る商標を登録の対象外としているようである。しかし、新法は、標章として商品や包装の形状が含まれてもよいとなし、新法は明言している。形状について言えば、商品の性状に由来する形や、「技術的な効果、機能的な利点又は実質的な価値を商品に提供する」形に関しては一般的な例外規定が定められている。

周知商標: 最近の規範に従って、周知商標保護について特に定めた規定が存在する。

拒絶: 商標出願は、先行登録商標や地理的表示との抵触、リベリアにおいて周知である商標との抵触、未登録の標章、著作権又は意匠との抵触など、様々な理由に基づいて拒絶されることがある。

異議申立と誠実な同時使用: 新法には、商標出願に対する異議申立について定めた規定が存在する。さらに、当該商標について従来から行われていた誠実な同時使用に基づく異議申立に出願人が対処するための規定もある。

保護期間: リベリアにおける保護期間は 10 年である。

インターネット上での使用: 商標がしばしばオンラインで使用されているという事実認識に基づき、新法は、インターネットその他の電子媒体上での商標の使用がリベリアを対象として行われるか、リベリアに商業的影響を及ぼす場合には、当該商標の使用はリベリアにおいてなされたものと見なす旨を特に定めた規定を設けている。

制限: 商標権者の権利に対しては各種の制限が課される。そうした制限の一つは、真正品の包装が実質的に変更又は損傷を被っていない場合、商標権者は真正品への商標使用を阻止できないというものである。これとは別に、スペアパーツに関連して登録商標を使用するのは適法であるという制限もある。

不使用: 連続 3 年以上の期間にわたって商標が使用されていないという理由に基づく商標登録の抹消を定めた規定がある。

団体商標および証明商標: 新法には、団体商標および証明商標の登録について特に定めた規定が存在する。

商号: 商号については規定があり、登録無しに保護されることになっている。

使用許諾: 実施権者の使用に対する商標権者の有効な管理が存在するのであれば、商標の使用許諾

は認められる。

国際登録:リベリアはマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)の締約国であるため、特に国際登録について定めた規定が存在する。これらの規定は、登録の拒絶、無効、差替、国内出願への変更、保護期間の延長といった事項について定めている。

差押え:リベリアの税関当局は関税法の定めにより「商標又は商号を違法に表示した商品すべて」を差し押さえる権利を有する、と新法は規定している。

地理的表示

リベリアにおける地理的表示に関して特に定めた規定が存在する。その中でも比較的重要な規定のいくつかについて以下に論じる。

保護:地理的表示の登録に関する規定はあるが、実際には、登録は保護の要件ではない。しかし、登録によって特定の名称が地理的表示であるとの推定が生じる。

登録:生産者団体又は管轄当局は、地理的表示の登録を出願することができる。異議申立がある場合を想定して登録出願は公に告知される。

権利行使:虚偽の原産地を示唆して公衆を欺くような名称の不正な使用があった場合、地理的表示の権利者は差止め命令を求める申立を行うことができる。醸造酒および蒸留酒の場合、問題の名称が「～風」(“kind”, “style”, “type”)といった文言とともに使用され、商品の真の原産地が実際に表示されている場合であっても、原産地表示に当たる名称の使用全般につき差止めを求めることができる。

差押え:リベリアの税関当局はリベリア関税法に基づき虚偽の原産地表示を付した商品をすべて差し押さえることができる、と新法は規定している。

著作権および著作隣接権

新法は、著作権および著作隣接権を大いに重視している。その中でも比較的重要な規定のいくつかについて以下に論じる。

保護対象の著作物:新法は、文学的著作物、美術的著作物、音楽著作物、演劇著作物、録音物、コンピュータプログラムなど広範囲の著作物に保護を与えている。個人、法人、政府、国際団体によって創作された著作物にも同法が適用される。

適用除外:一部の著作物は同法の適用範囲から除外される。このような著作物の例としては、公式文書、日々のニュース、政治演説などが挙げられる。

権利:著作権者に与えられる権利には、著作物の複製、翻訳、翻案、頒布、賃貸、上演、放送その他による著作物の伝達に関する権利が含まれる。

著作者人格権:著作者人格権はリベリアにおいて保護される。

例外規定:著作権者が享受する権利については数多くの例外規定がある。例えば、以下のような事項に関する例外規定が存在する。

- フェアユース
- 引用
- 個人的な使用のための私的な複製

- 一時的な複製
- 教育のための複製
- 図書館での使用および視聴覚障害者向けによる使用のための複製
- コンピュータプログラムのバックアップ用コピー1部の作成
- 放送事業者による一時的な記録
- 裁判手続における使用

強制実施許諾: 新法には 強制実施許諾に関する規定がある。

保護期間: リベリアにおける著作権の保護期間は 50 年であるが、保護される著作物の種類によって保護期間の起算日は異なってくる。例えば、著作者の死亡した日 から起算される場合もあれば、当該著作物が初めて公開された日から起算される場合もある。

著作者: 新法には、共同著作物ならびに職務著作物に関する規定が設けられている。著作者名が著作物に表示されている場合に適用される推定もある。

取引: 著作権の譲渡および実施許諾に関連する規定が存在する。

登録: 興味深いことに、著作権の登録に関する規定が設けられている。さらに、著作権移転の登録に関する規定も存在する。しかし、登録にどのような効果があるのか、別の言い方をすれば著作権の存立又は権利行使の前提として登録が必要なのか否か、という点が明らかにされていない。登録が要件であるとは思わないが、こうした重要な点が将来的に明らかにされることを願う。

その他の権利: 新法には、数多くの著作隣接権に関する規定がある。実演家の権利、録音物制作者の権利、録音物の使用に対する公正な報酬、放送団体の権利、技術的保護手段、権利の管理に関する情報の保護、伝統的な文化表現の保護などである。また、「著作物の著作権を侵害するために使用された材料又は使用しうる材料」について課される賦課金について定めた規定もある。この賦課金は LIPO に支払われ、LIPO は徴収した金額を公認の著作権集中管理団体に分配することになっている。

権利行使 / 模倣取締

今回の非常に積極的な展開の中で、リベリア当局は、特に侵害について定めた規定を新法に盛り込むのが適切と考えた — 各種の知的財産権全般の侵害に関連する規定である。新法のこうした規定は、差止命令、損害賠償、侵害品の廃棄について定めている。

新法はさらに、証拠保全のための仮処分についても定めている。その規定によれば、証拠が廃棄される危険が現実存在するという例外的な状況においては、知財所有者は侵害被疑者に通知することなく上記の証拠保全のための暫定的な救済措置を受けることができる。

また、模倣商標を表示した商品や著作権侵害品の輸入を阻止することを目的とした国境措置に関する規定も、新法に盛り込まれている — これらの措置は、上記「商標」および「地理的表示」の項で言及した差押え措置に追加されるものである。

上記の国境措置の規定によれば、権利者は、税関当局に特定の物品の通関差止めを求める命令の発行を LIPO 長官に申請することができる。税関当局はその命令に従い、権利者が商品を検分し、検査や試験のためのサンプルを抜き取り、10 日以内に司法手続に踏み切ることを許可しなければならない。輸入者が提起するであろう損害賠償請求に対応するため、権利者は保証金を提供する必要がある。権利者が 10 日以内に手続を開始しなかった場合、商品の差止めは解除される。

結論

アフリカ全域に広がる知財法刷新の趨勢や、それらを近代的で分かりやすい統一法にまとめようとする動きが、2017 年も継続していくことを願ってやまない。そのような構想はアフリカの人々にとって有益であるのみならず、アフリカ大陸の各地で営業する企業にとっても有益である。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 16 (2016年12月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。